法令適用事前確認手続 (照会書)

令和3年10月27日

国土交通省自動車局貨物課長 殿

照会者名 大久保・長屋法律事務所 弁護士 長 屋 裕 司 住 所 岐阜市若宮町9丁目4番地 大久保ビル2階

下記について, 照会します。

なお、照会及び回答内容(照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者 名)が公表されることに同意します。

記

- 法令名及び条項
 貨物自動車運送事業法 第2条,第3条
- 2 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実
 - (1) A農協における販売事業の内容

A農業協同組合(以下「A農協」という。)は、農業協同組合法(以下「農協法」という。)10条1項8号に基づき、組合員から農産物の販売について委託を受け、卸売市場等で、これを販売している。

A農協の適切な判断による有利な販売を実現するため、組合員は、売り値・ 時期・出荷先などの条件を付けずにA農協に農産物の販売を委託している(無 条件委託方式)。

(2) A農協が行おうとする行為

A農協では、従前、組合員から販売の委託を受けた農産物を卸売市場等に運搬する際、貨物自動車運送事業法の許可を得た業者に運搬を委託していたが、今般、A農協自身が、A農協の所有車両を用いて、運搬を行いたいと考えている。運搬の対価については、農産物の販売を委託した組合員から徴収する予定である。

上記A農協自身による農産物の運搬について,貨物自動車運送事業法2条, 3条の許可を要するかについて,ご見解を賜りたい。

3 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(1) A農協は、組合員から農産物の販売の委託を受けているところ、農産物の販売は、卸売市場等へ農産物を運搬し、そこで、農産物が売却されることによって実現される。

このことから明らかなとおり、A農協による運搬は、委託販売の途中過程に おいてなされるものである。

すなわち、A農協による運搬は、A農協の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われるものであり、主要業務の過程に包摂されているといえる。

- (2) また、農協法10条1項8号も、「運搬」を事業として認めている。
- (3) 以上に照らし、A農協による農産物の運搬については、貨物自動車運送事業 法2条、3条の許可を要しないものと考える。
- 4 公表の延期の希望 希望する。

5 連絡先

岐阜市若宮町9丁目4番地 大久保ビル2階

大久保·長屋法律事務所

弁護士 長屋裕司

電 話 058-263-2237

FAX 058-262-7506